

塩竈市宅地防災対策支援補助金 Q & A

(基準マニュアル)

○申請について

Q 東日本大震災で防災対策を行う宅地及び被害を受けた宅地とは？

A 平成 23 年 3 月 11 日以前から、不動産登記簿上の「宅地」、または固定資産税の課税上で「宅地」と評価されていた土地で、東日本大震災によって、安全性が損なわれている状況にあるものです。

なお、農地や山林であった土地を震災後に造成した宅地や、営利を目的とする不動産事業の用に供する土地は対象となりません。

Q 宅地の所有者が亡くなっている場合は？

A 宅地の所有者が亡くなっており、相続の登記がされていなくても、親族などが管理者として申請できます。親族の方が申請する場合は、所有者との関係がわかる戸籍謄本の写しを提出してください。

なお、親族とは土地所有者の 6 親等以内の方をいいます。

Q 宅地を借りている場合は？

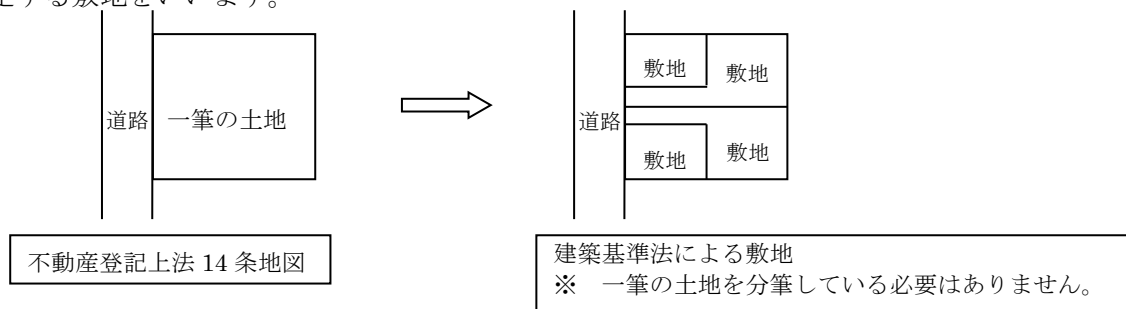
A 宅地を借りている場合は、借地人が管理者として申請できます。但し、借地人が申請する場合は、申請や工事完了報告に関して、所有者の署名捺印（実印）による委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

Q 申請手続きなどを、業者をお願いしようと思います。可能でしょうか？

A 業者に申請手続きをお願いすることは可能です。但し、申請や工事完了報告に関して、所有者の署名捺印（実印）による委任状（印鑑登録証明書を添付）を提出してください。

Q 土地の地番上は、一筆の土地となっていますが、例えば敷地として 4 分割されている場合は、対象となる宅地の数は、4 宅地(敷地)と考えてよいのでしょうか？

A 4 宅地(敷地)と考えて差し支えありません。但し、4 宅地(敷地)で利用がなされていたことが確認できる書類（平成 22 年版以前の住宅地図等）を提出してください。なお、敷地とは、建築基準法に規定する敷地をいいます。



Q 補助金は「非課税」ですか？

A この補助金は「非課税」です。このことから所得税の申告で当該工事費用を「雑損控除」の計算に用いる場合は、対象費用の額は補助金の額を控除した額となります。

○防災対策工事（かさ上げ等）について

Q かさ上げする盛土の高さは、どのくらいから対象となるの？

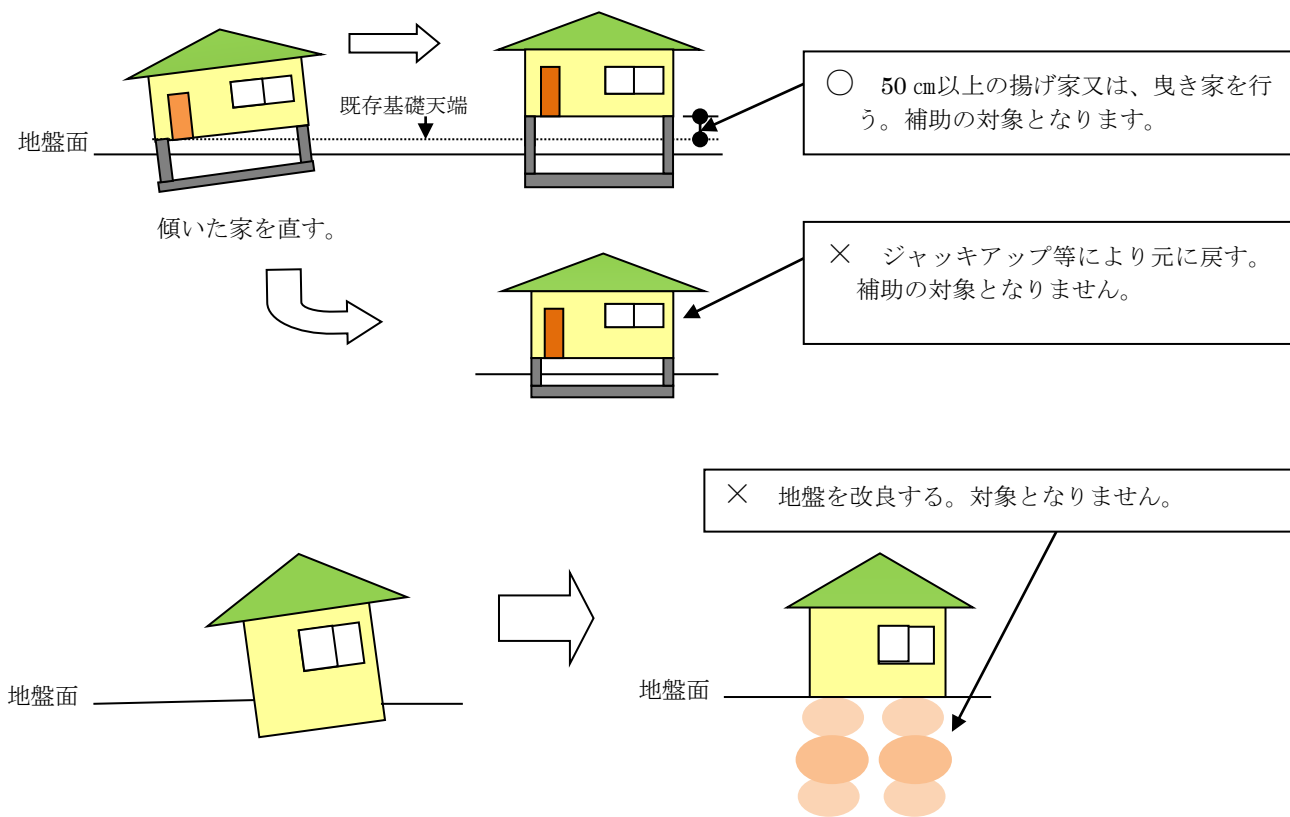
A 原則は、地盤を元の高さ以上に盛土する工事を対象としていますが、盛土する高さについては、所有者等の判断に委ねています。

Q 住宅の補修や傾いた住宅の復旧にも活用できますか？

A 住宅の曳き家、揚げ家工事を行う場合に対象となります。しかし、現状の高さでの復旧や、住宅の基礎の地盤改良、補修のみの工事は対象となりません。

住宅の補修については、被災者生活再建支援金制度や昭和56年5月31日以前の建物を対象とする、「木造住宅耐震改修事業等」を活用願います。

○一部傾いた住宅を復旧する工事

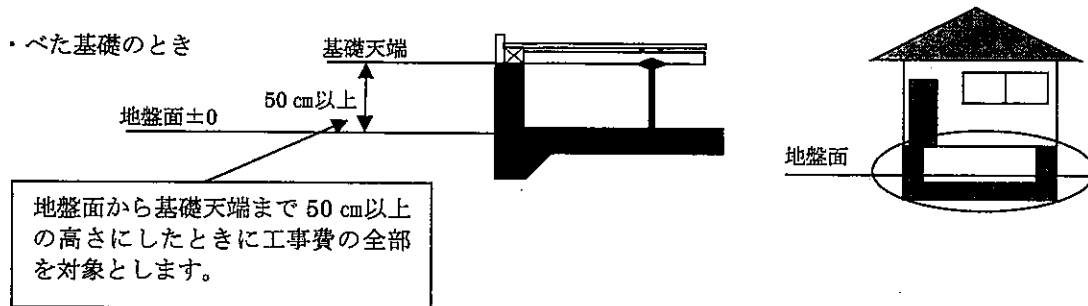


※塩竈市では、東日本大震災による津波被災住宅の再建支援のため、「塩竈市津波被災住宅再建支援事業」を創設しました。詳しくは、塩竈市健康福祉部 生活福祉課（老番館庁舎1F）TEL364-1131にお問い合わせください。

Q 高基礎工事の補助の範囲はどこまでですか？

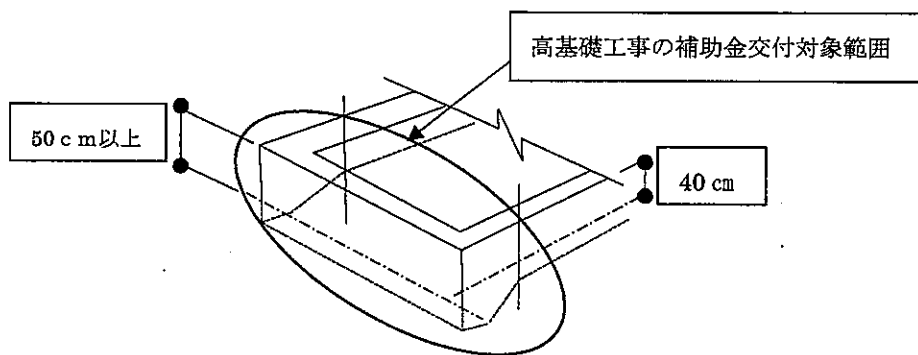
A 一般的な木造の建物の基礎には、布基礎とべた基礎の2つがあります。土地の地盤面から、基礎の天端までの高さを50 cm以上にしたとき、その築造に係る工事費の全部を対象とします。

例



Q 基礎の一部を高基礎としましたが、基礎工事にかかる全部が工事費の対象となりますか。

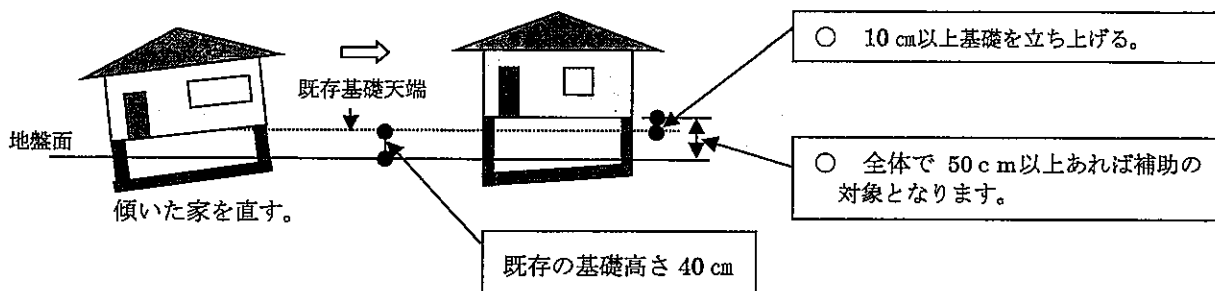
A 補助金の対象となる個所は、高基礎工事を行った個所が対象となりますので、見積書や請求書の内訳書については、対象となる部分と対象とならない部分を分けて作成してください。



Q 傾いた家を直すとき、基礎の高さを50cm以上としたとき、高基礎工事の対象となりますか？

A 全体の基礎の高さが、地盤面より50cm以上であれば、補助の対象となります。また、その基礎の築造（地盤改良は除く。）に係る工事費の全部を対象とします。

例

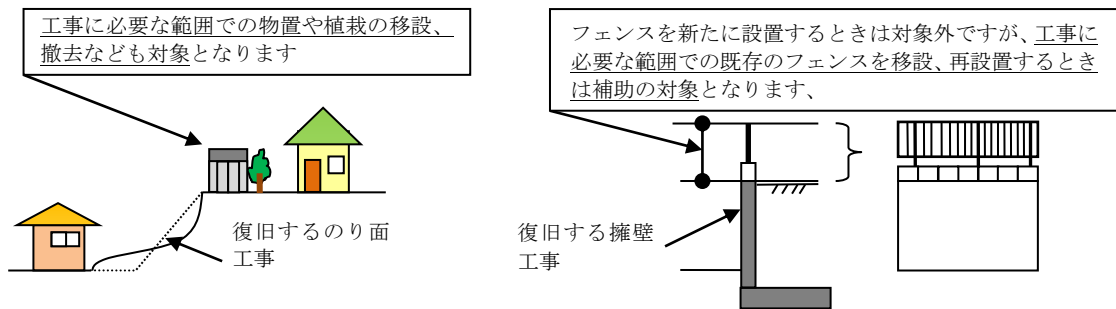


○被災宅地復旧工事（擁壁など）について

Q 擁壁工事の支障となるフェンスや生垣の撤去や移設は対象となりますか？

A 擁壁工事に支障となる次のようなフェンスなどの移設や撤去、復旧は補助の対象となります。なお、新規に設置するものは対象となりません。

1. 家屋（母屋）、ブロック塀、土間や犬走り、既設のフェンス、物置、植栽などの撤去、再設置に係る費用



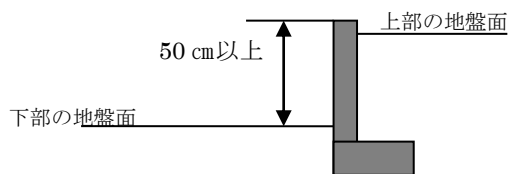
Q 対象となる排水施設とはどのようなものですか？

A 擁壁に垂れる雨水や、水抜き穴から流れ出る水など、地盤の強度に支障をきたさないように措置する排水施設を対象としています。住宅の雨どい、浄化槽や汚水の排水施設は対象となりません。

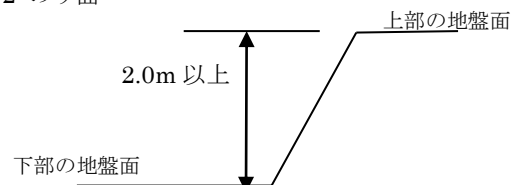
Q 補助対象となる擁壁や、のり面の高さはどのくらいからですか？

A 擁壁（L型・間知石）については、高さが、下部の地盤面（GL）から 50 cm以上が対象となります。コンクリートブロックで作られた擁壁は対象となりません。また、のり面は、下部の地盤面（GL）から 2 m以上のものが対象となります。

例1 擁壁



例2 のり面



Q 擁壁等の安全性について、市で確認判断してもらえますか？

A 個人の財産である擁壁については、所有者の責任において維持管理されるものであり、安全性の確認について、市で判断はいたしません。なお、2 mを超える擁壁を再設置（築造）するときは、建築基準法に基づく工作物の確認済証、及び完了検査済証の交付を受ける必要があります。

Q 擁壁の「補強」と「補修」の違いはなんですか？

A 「補修」とは、もとの強度に戻すことをいいます。コンクリートなどのひび割れで、幅が 0.1～0.5 cm の場合はエポキシ系樹脂材を注入する工法や、0.5 cm 以上のクラックなどの場合には、樹脂セメントモルタルを充填する工法が考えられます。

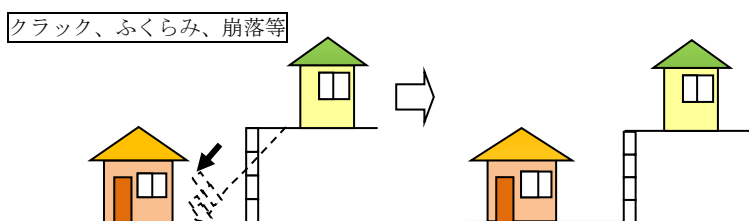
なお、擁壁にかかる荷重に対して鉄筋やコンクリートの断面が元々不足している場合には、「補強」が必要となります。

Q 補助の対象とならない、擁壁の復旧工事はどのようなものがありますか？

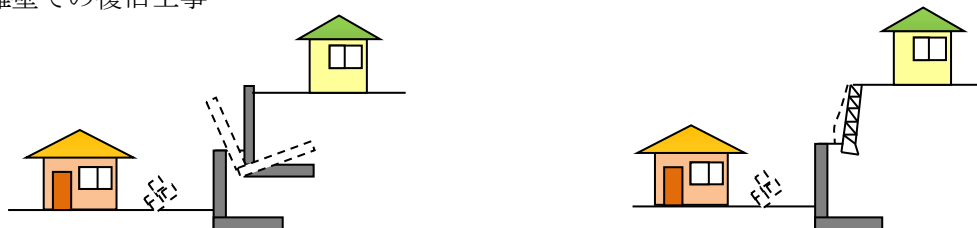
A 次のようなものは補助の対象となりません。

1. コンクリートブロックや重力ブロックでの復旧工事

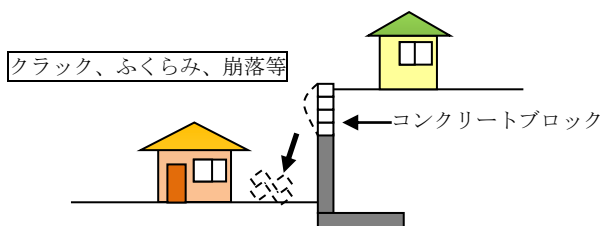
※ 建築基準法や都市計画法、各土木指針等の技術的水準を満たさない補修、補強は対象となりません。



2. 二段擁壁での復旧工事



3. 増積擁壁での復旧工事



※ 但し、構造上一体となる補強工事や、建築用コンクリートブロック 2 段までは対象となります。

Q 地盤が沈下し、擁壁も被害を受けました。かさ上げ工事と共に擁壁の復旧工事も補助の対象となりますか？

A どちらも補助金の対象となります。しかし、防災対策工事の種目や被災宅地復旧工事の具体的な内容や組み合わせによっては、対象とならない工事もありますので、窓口にご相談ください。

Q 自分の宅地が狭く、隣の宅地に自分の費用で擁壁や排水施設などを設置する場合は、補助の対象となりますか。

A 隣接地の土地を借りて擁壁や排水施設などを設置するときは、その宅地の所有者から擁壁などの設置と管理に関する承諾書を添付すれば、補助の対象となります。

なお、土地を借りて設置することは、民法上、使用貸借と考えられるため、隣接地をお借りして、擁壁などを造る場合は、その土地の所有者と十分な話し合いをおこなって、将来トラブルとならないようにしてください。

Q 法面からの落石による被害を防ぐための工事は対象となりますか。

A がけ地等の落石被害を防ぐため、待受け擁壁や落石防護柵を設置する場合は、その状況や構造により補助対象となる場合がありますのでご相談ください。

○その他

Q 宅地防災対策支援補助金の対象になる工事なのか判断がつかない

A かさ上げや擁壁工事など、本補助制度の対象になるかどうか判断ができない場合は、塩竈市建設部（都市計画課：TEL364-2510、定住促進課：TEL364-1126）にお問い合わせください。現地状況の調査や工事内容等を確認し判断させていただきます。



～ お問い合わせ先 ～

担当 壱番館庁舎 2 階（塩竈市本町 1 番 1 号）

防災対策工事（かさ上げ工事など） 都市計画課 TEL 364-2510

被災宅地復旧工事（擁壁など） 定住促進課 TEL 364-1126

※ ご来庁の際は、壱番館南駐車場（旧市営駐車場）をご利用ください。